

令和 2 年度 西条市教育大綱 改定方針（案）

（1）策定方式について

愛媛県および香川県の全市における教育大綱（以下、「大綱」という）の策定方式を確認しましたところ、松山市は総合計画、高松市は教育振興基本計画を大綱として位置付けており、その他の市は単独で大綱を策定しています。

現在、本市におきましては他計画から独立した形で大綱を策定していますが、文部科学省から、大綱とは「市長と教育委員の合意に基づき市長が策定する、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の根本となる方針」との方向性示されていることも踏まえ、大綱には他計画と目的を異にする側面があると判断することができることから、今後も他計画から独立して策定することとします。

（2）総合計画との内容比較について

愛媛県および香川県の全市（松山市と高松市を除く）における大綱と総合計画との内容比較を行いましたところ、総合計画と異なる内容を大綱に記載する市と、総合計画と概ね同一の内容を大綱に記載する市に二分されました。総合計画と概ね同一の内容としている市は、愛媛県東部地域に集中しています。

現在、本市が策定している大綱も総合計画と概ね同一の内容を記載していますが、文部科学省から、大綱の主たる記載事項は「各地方公共団体の判断に委ねられているものであり、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針」との方向性を示されていることも踏まえ、大綱は総合計画と本質的に異なるものと判断することができます。したがって、

本改訂におきましては、総合計画の内容を踏まえつつ、「①市長の有する権限に係る事項」および「②市長と教育委員が特に足並みを揃えて取り組んでいくべき事項」に係る根本的な方針について、総合教育会議での合意を経て記載することとします。

(3) 前文および説明書について

愛媛県および香川県の全市（松山市と高松市を除く）における前文と説明書の記載状況を確認しましたところ、前文および大綱の説明書きを記載する市と記載しない市に二分されました。

本市におきましては、大綱の説明書のみ記載している状況にありますが、大綱は原則として広く公表するものであり、閲覧者に大綱の位置付けを正しく理解していただくことができるよう情報発信する必要があることから、今後も説明書のみを記載することとします。

(4) 基本理念の設定について

愛媛県および香川県の全市（松山市と高松市を除く）における基本理念の設定状況を確認しましたところ、今治市を除くすべての市で基本理念を設定していました。

現在、本市が策定している大綱におきましても基本理念を設定していますが、今後も引き続いて現在の基本理念を受け継ぎつつ、追記・修正などを行う必要性のある箇所について、総合教育会議での合意を経て追記・修正することとします。

(5) 大項目（主に目標設定）および中項目（主に方針設定）について

愛媛県および香川県の全市（松山市と高松市を除く）における大項目（主に目標設定）および中項目（主に方針設定）の状況を確認しましたところ、市の考え方によって設定する大項目や中項目の数や構造が異なりました。

現在、本市が策定している大綱におきましては、総合計画（基本構想）の内容に準じて大項目を6項目設定した上で、方針から取組までを三層構造としています。本改訂においては、

総合計画の内容を踏まえつつ、「①市長の有する権限に係る事項」および「②市長と教育委員が特に足並みを揃えて取り組んでいくべき事項」に係る根本的な方針についてのみ、内容を絞り込んで記載することとします。

(6) 施策の設定について

愛媛県および香川県の全市（松山市と高松市を除く）における施策の設定状況を確認しましたところ、施策を記載する市と、記載しない市に大きく二分されました。

現在、本市が策定している大綱におきましては、多岐にわたる中項目および小項目を設定していますが、その内容は総合計画との重複が見られます。また、文部科学省から、大綱とは「その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない」との方向性が示されていることも踏まえ、改定後の大綱では具体的な施策の記載は総合計画に委ねることとし、総合計画の内容を踏まえつつ、「①市長の有する権限に係る事項」および「②市長と教育委員が特に足並みを揃えて取り組んでいくべき事項」に係る根本的な方針についてのみ、内容を絞り込んで記載することとします。

(7) 対象期間について

現在、本市が策定している大綱におきましては、平成29年度途中（平成30年2月）から令和2年度末までの3年2か月を対象期間とするとともに、改定後の大綱の対象期間を令和3年度から令和6年度までの4年間とする方向性が示されています。加えて、文部科学省からは、大綱の対象期間は「法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定している」との方向性が示されています。

以上の状況に加え、次回の大綱改定は、本市の最上位計画となる総合計画策定のタイミングとあわせることが望ましいと考えられることから、改定後の対象期間は、現在の大綱で示されている令和3年度から令和6年度までの4年間とします。